

意見1 旅行者のバス発着所について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 坊中第二自治会長</p> <p>■国内大手の旅行会社主催のツアーに参加する場合、海老名や町田、大和、横浜まで出掛けなければならないことが多い。 本厚木駅には大型バスが9台発着できる駐車場が整備されているが、バスの駐車料が高いのではないかと。バスの駐車料を下げれば、ツアーバスや企業のバスなどの利用が増えると考え、バスの駐車料を下げるために、一般車両も駐車可能にし料金を徴収するなど、バスの利用率の向上を検討してほしい。 また、愛甲石田駅にも大型バス発着場の設置をお願いしたい。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■本市では検診車両や子ども科学館等を利用する団体バス、駅周辺の路上で乗降している企業バス、観光バスなどの乗り場となる「中町大型バス発着場」を、近隣住民の皆様の御理解と御協力を得て、平成30年4月に本厚木駅東口方面で供用開始しました。 中町大型バス発着場の供用開始前には、旅行会社や県内のバス事業者が会員である神奈川県バス協会の会合等において、PR等の周知を実施した結果、平成30年度は65団体、延べ565台のバスの利用がありました。 平成30年4月から1年間で利用したバスの内訳として、大学のバスや企業バスの他、観光バスについては265台の利用があり、ツアーバスは約250台が利用しています。 その他にも、ホテルを利用され夜間に停めるといったニーズに応えるため、夜間にもバスの駐車場として開放し、1年間で約200台利用しています。</p> <p>【市長】</p> <p>■観光バスの発着台数を増加させるには、利用者の増加が不可欠です。ご家族やご友人、自治会内等でお声がけいただき、現在発着している観光バスを御利用いただけると幸いです。 今後についても、市観光協会や関係部署と連携して、中町大型バス発着場の利用促進に努めていきます。 また、愛甲石田駅に関しては、現在、駅周辺の交通環境を改善するため、北口広場の拡張も視野に入れた整備構想を策定しているところです。 しかしながら、愛甲石田駅北口広場は、国道246号線と小田急小田原線の間にある幅の狭い場所にあります。この中でバスやタクシー、一般車の乗降場など、現在備えてある広場機能のほかに大型バス発着所を設置することは、困難であると考えていますが、皆様のご意見を踏まえながら、整備していきたいと考えています。</p>	<p>【都市整備部】市街地整備課</p> <p>■中町大型バス発着場の利用料金については、事業者が使いやすいように利用目的や時間帯、車種等に応じて設定しています。これらの収入は施設の運営や維持管理等に必要のものであり、今後の利用状況等を勘案しながら必要に応じて見直しを検討していきます。 一般車両については、周辺に多くの駐車場がありますので、そちらの御利用をお願いしております。 今後も施設を運営する（一社）厚木市観光協会と連携して周辺住民の皆様や事業者の御意見などを伺いながら、周辺環境に配慮しつつ使いやすい施設を目指していきます。 また、愛甲石田駅につきましては、本年度は駅周辺の交通環境を改善するための整備構想を策定するとともに、北口広場のバスレーンにおける公共交通と一般車との錯綜を改善するため、平成30年度に買収した広場北側隣接地を活用した暫定整備に着手します。 御意見いただきました大型バス発着場の設置については、今後予定している愛甲石田駅北口広場の拡張を基本とした整備構想の中で、皆様の御意見を踏まえ検討したいと考えています。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中町大型バス発着場の利用料金については、中間報告以降においても変更等はありません。 愛甲石田駅については、交通環境改善整備構想策定について、取りまとめを進めると共に、北口広場の暫定整備について広場北側隣接地における工事発注を行いました。 また、今後は地元住民の皆様のご意見や御要望を聞きながら愛甲石田駅北口広場の拡張を基本とした整備構想の検討を進めたいと考えております。 なお、令和2年1月16日に、地区市民センター長、自治連会長、副会長とは打合せを実施し、令和2年度予算要求済みです。</p>
	<p>(2) 坊中第二自治会長</p> <p>■厚木バスセンターを、2階建てや3階建ての立体化にできれば、ツアーバスなどの発着所として活用できるのではないかと。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■厚木バスセンターを立体化との御提案ですが、現在のバスセンターは約5000㎡ありますが、スロープ等を設置するスペースの確保等の問題から、立体化は難しいと考えています。 厚木バスセンターについては、今年度策定予定の（仮称）複合施設等整備基本計画において、本厚木駅周辺が抱える交通上の課題を踏まえた将来的な在り方を検討しています。</p>	<p>【都市整備部】市街地整備課</p> <p>■現在、策定中の厚木市複合施設等整備基本計画（案）において、厚木バスセンターについては、厚木シティプラザの敷地を含めて再整備する考え方を示しています。 御提案いただいた立体化が実現すれば乗り場を増設できる可能性はありますが、柱や上層階への車路、吸排気設備の設置でワンフロア当たりの利用効率が低下し、費用対効果に課題があります。 今後、厚木バスセンターの再整備に関する検討を進めていく際には、本市の交通結節点機能を強化するため、立体化によるメリット・デメリットを十分に検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■令和2年1月に策定した厚木市複合施設等整備基本計画において、厚木バスセンターについては、厚木シティプラザの敷地を含めて再整備する考え方を示しています。 詳細な構造等については、今後検討を進めていきます。</p>

意見2 歩道の拡幅について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
道路・交通関連	<p>(1) 愛甲宮前自治会長</p> <p>■近年、愛甲石田駅の乗降客数が増加しているため、歩道の幅が狭い場所では、人がすれ違うのも困難な状況である。通学する子どもたちが車道側に下りて歩行するなど危険な場面も見受けられるので、歩道を拡幅してほしい。</p>	<p>【道路部長】</p> <p>■2～3年前から、混雑解消に向けた対策を実施していますが、依然として混雑している状況は認識しています。</p> <p>そこで、歩道に点線をつけて公園側を通勤者用に、道路車道側を一般者用にするなど対策は試みています。</p> <p>本市では、歩道のさらなる混雑解消に向けて、既に現地調査を実施し、平面図作成や予備設計を実施しています。</p> <p>今後につきましては、歩道の拡幅を視野に入れ、地元自治会や地権者との調整を図りながら、歩行者が安全に通行できるような歩道の整備等を検討していきます。</p>	<p>【道路部】道路整備課</p> <p>■既に現地調査を実施し、平面図作成や予備設計を実施しています。今後、宮前バスベイ三角地の用地交渉を準備し、歩道の拡幅も視野に入れた整備手法等を関係部とも連携して検討します。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■用地取得に向けて、地権者の方と連絡が取れましたので、御協力いただけるよう継続的に交渉を行っていきます。</p>

意見3 防犯カメラの設置について			
分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
防犯関連	<p>(1) 船子自治会長</p> <p>■国道246号船子洞門付近の道路は、7時半から進入禁止の規制がかけられているが、違反して侵入してくる車両が多く見受けられる。</p> <p>当該道路は、愛甲小学校の児童の通学路にもなっていて非常に危険である。</p> <p>また、地区内では、住宅の玄関先や庭に汚物を置かれるなどのいたづらや、児童が不審者に道路上で声をかけられる事案が頻繁に発生している。</p> <p>そこで防犯対策として、防犯カメラの設置をお願いしたい。</p> <p>自治会で設置する場合には、市からの補助制度はあるが、設置後の維持管理費などが負担となるため、市で危険箇所に防犯カメラを設置してほしい。</p>	<p>【協働安全部長】</p> <p>■防犯カメラ（見守りシステム）については、児童・生徒、そして市民の皆さんが、安心して安全な生活を送ることができるよう駅周辺や市立小・中学校の通学路に設置しています。</p> <p>見守りシステムについては、県の補助が平成29年度から本年度までの3箇年で終了しますが、今後、継続に向けて県に要望します。</p> <p>防犯カメラは犯罪抑止対策の一つの手段と考えられていますが、犯罪者の心理で一番気になるのは人の目であり、突発的な犯行の抑止につながります。子どもたちや市民の皆さんの安心安全のために、皆さんに実施していただいている自治会の防犯活動が、一番効果的であると考えています。</p>	<p>【協働安全部】交通安全課</p> <p>■道路交通法に関する規制に関しましては、県公安委員会の所管であり、窓口は厚木警察署です。御意見のありました内容につきまして、警察に伺ったところ次のとおり回答がありました。</p> <p>船子洞門付近の国道246号線から県道上粕屋・厚木線へ進行した場合、いくつかの交差点は指定方向外進行禁止により7時から9時の時間規制が掛かっています。</p> <p>本規制については、進入禁止とは異なり「交差点において特定方向以外の方向への車両の進行を禁止することにより、交通の安全と円滑を図る」ことを目的に設置しており、規制の掛かっていない他の交差点から進入することは可能です。</p> <p>当該箇所の指定方向外進行禁止違反の状況を監視し、必要に応じて取締まりの強化を検討することです。</p> <p>市においても、交通啓発看板で規制内容を明確にするなど対策を講じているところですが、引き続き関係機関と連携し交通安全対策に努めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p> <p>【協働安全部】セーフコミュニティくらし安全課</p> <p>■防犯カメラは犯罪抑止対策の一つの手段と考えていますので、神奈川県に対して補助を継続するよう強く要望しました。</p> <p>また、県の補助が継続となった場合には、速やかに情報提供をする旨、自治会長へお伝えしました。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■自治会への補助制度について、令和2年度予算要求済みです。予算確定後、自治会長に連絡いたします。</p>

意見4 空き家対策について

分野	自治会長からの意見	市長等からの回答	現況・今後の対応等（関係各課）
まちづくり関連	<p>(1) 愛甲原自治会長</p> <p>■愛甲原自治会は230世帯からなる分譲住宅地だが、現在空き家が17件、空き地が4件あり、住宅地の約1割が空き家や空き地となっている。</p> <p>空き家は、まちの美観、防犯、防災の面で著しく悪化を招くものであるため、所有者への適正管理のお願いをするなど、市において対策を講じてくれないか。</p>	<p>【まちづくり計画部長】</p> <p>■空き家対策は、平成28年に実施した市内全域の空き家実態調査においては、755戸の空き家を確認しています。その後、職員が現地を巡回し、定期調査を行っていますが、解体など除却したものを含め、現在では608戸の空き家を把握しています。</p> <p>市では、平成29年に空き家対策の基本方針となる空家等対策計画を策定し、空き家の予防・解消・活用の3つを取組の柱として対策を進めています。</p> <p>1つ目の予防に向けた取組として、平成28年度から高齢者を対象とした予防啓発の出張ミニ講座を実施しています。</p> <p>2つ目の解消に向けた取組では、平成29年度から市内老朽空き家の所有者に対し、当該空き家の解体工事に要する費用の一部を補助することにより、所有者に主体的な解体を促し、近隣住民の生活環境の保全、景観の維持に努めています。</p> <p>最後に活用に向けた取組ですが、平成29年度に国土交通省の空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業の採択を受け、本市で運用している空き家データベースに登録されている所有者等に対し、活用意向及び外部提供の意向確認調査を実施し、不動産事業者へ情報を提供する仕組みを構築しました。さらに、所有者向けの相談会やセミナーを開催するなど利活用につながる取組を実施しております。</p> <p>空き家を放置すると、周囲の生活環境に多大な影響を及ぼします。これらの取組を関係団体と協力しながら、空き家の適正管理や支援を強化していきます。</p> <p>【市長】</p> <p>■平成28年度に空き家対策を進めようと、不動産関係の団体や弁護士、税理士、土地家屋調査士、大学の教授、自治会の代表者、民生委員・児童委員等の関係者により対策を検討しました。</p> <p>空き家対策としては、空き家にランク付けをし、倒壊の恐れなどがある空き家を「特定空き家」に指定し、持ち主と空き家の管理について調整します。</p> <p>しかし、持ち主と連絡がつかず近隣住民に被害が及ぶ恐れがある場合は、行政代執行で市が空き家を解体します。現在のところ、市内には特定空き家はありませんが、もしお近くで心配な家屋があれば、市まで情報提供をお願いします。</p> <p>また、平成30年度から親元近居同居住宅取得等支援事業をスタートさせるなど、さまざまな施策を展開しながら、少しでも空き家をなくすよう努めています。</p>	<p>【まちづくり計画部】住宅課</p> <p>■近隣の皆様に迷惑が掛かっている空き家がありましたら、市で対応します。</p> <p>市では空き家情報について、庁内でデータベースを整備して情報を共有していますので、近隣に悪影響を及ぼしている空き家については、所有者等を確認後、住宅課を含めた関係各課から助言・指導などを行っています。近隣の皆様に迷惑が掛かっている状況にありましたら、個別に対応いたしますので御相談ください。</p> <p>また、空き地については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」の対象外となっていますので、所有者に対し空家法に基づく助言・指導はできませんが、他の法律により対応可能な場合もありますので、御相談ください。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■相川地区と南毛利南地区の空き家で、所有者が不在となり適切な管理が行われていなかった2棟について、法律に基づく「特定空家等」に認定し略式代執行による解体を実施しました。</p> <p>掛かった費用は、跡地を売却した費用から回収する予定です。</p>